

○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号）

第一条・第二条 （略）

（揮発性有機化合物から除く物質）

第二条の二 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 メタン
- 二 クロロジフルオロメタン（別名H C F C—二二）
- 三 ニークロロ—・—・—・二ーテトラフルオロエタン（別名H C F C—一二四）
- 四 —・—ジクロロ—フルオロエタン（別名H C F C—一四—b）
- 五 —ークロロ—・—ジフルオロエタン（別名H C F C—一四二b）
- 六 三・三ージクロロ—・—・—・二・二ーペンタフルオロプロパン（別名H C F C—二二五c a）
- 七 —・三ージクロロ—・—・—・二・二・三ーペンタフルオロプロパン（別名H C F C—二二五c b）
- 八 —・—・—・二・三・四・四・五・五・五ーデカフルオロペンタン（別名H F C—四三—一〇m e e）

（揮発性有機化合物排出施設）

第二条の三 法第二条第五項の政令で定める施設は、別表第一の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

第二条の四～第十一条 （略）

（報告及び検査）

第十二条 （略）

2・3 （略）

4 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法、揮発性有機化合物濃度並びに法第十七条の四第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、揮発性有機化合物排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、揮発性有機化合物排出施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第二項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置する者に対しては、法第十七条の十、第二十三条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

5～7 （略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに係る事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

- 一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の

受理に関する事務

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十八の規定による命令に関する事務

三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第十五条第一項 及び第十五条の二第一項の規定による勧告に関する事務

五 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務

六 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務

七 法第二十七条第四項の規定による要請に関する事務

八 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務

九 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る同項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項並びに第十七条の十二第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十七条の七及び第十七条の十の規定による命令に関する事務

三 法第十七条の十二第一項において準用する法第十条第二項の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務

五 法第二十七条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務

六 法第二十七条第四項の規定による要請に関する事務

七 法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務

八 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務

3 前項に規定する事務並びに法第二十三条第一項及び第二項の規定による措置に関する事務並びに同項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、北九州市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、北九州市の長に関する規定として北九州市の長に適用があるものとする。

別表第一（第二条関係） （略）

別表第一の二（第二条の三関係）

一	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が一時間当たり三、〇〇〇立方メートル以上のもの
二	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が一時間当たり一〇〇、〇〇〇立方メートル以上のもの
三	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が一時間当たり一〇、〇〇〇立方メートル以上のもの

四	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が一時間当たり五、〇〇〇立方メートル以上のもの
五	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が一時間当たり一五、〇〇〇立方メートル以上のもの
六	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が一時間当たり七、〇〇〇立方メートル以上のもの
七	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が一時間当たり二七、〇〇〇立方メートル以上のもの
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が五平方メートル以上のもの
九	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が一、〇〇〇キロリットル以上のもの

別表第二（第三条関係）～別表第六（附則第四項関係） （略）

附 則 （略）

○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）

第一条～第九条 （略）

（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出）

第九条の二 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。

2 法第十七条の四第二項（法第十七条の五第二項及び第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 揮発性有機化合物の排出の方法
- 二 揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物の処理施設の設置場所
- 三 揮発性有機化合物の排出及び揮発性有機化合物の処理に係る操業の系統の概要
- 四 排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所
- 五 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書）

第九条の三 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の届出を受理したときは、様式第二の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

第十条～第十条の四 （略）

（氏名の変更等の届出）

第十一条 法第十一条（法第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第五による届出書によつてしなければならない。

（承継の届出）

第十二条 法第十二条第三項（法第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

（届出書の提出部数等）

第十三条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 二以上のばい煙発生施設についての法の規定、二以上の揮発性有機化合物排出施設についての法の規定又は二以上の一般粉じん発生施設についての法の規定による届出は、当該二以上のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設又は一般粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（令別表第一、令別表第一の二又は令別表第二の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。

3・4 （略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第十三条の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

一 （略）

二 様式第二の二（別紙一及び別紙二を含む。）による届出書

三～八 （略）

2 前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第十三条第一項の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第六の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を届け出ることにより行うことができる。

第十三条の三～第十五条 （略）

(揮発性有機化合物の排出基準)

第十五条の二 法第十七条の三の規定による揮発性有機化合物に係る排出基準は、環境大臣が定める測定法により測定された揮発性有機化合物濃度が、排出ガス一立方メートルにつき、別表第五の二の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げる揮発性有機化合物の量（炭素数が一の揮発性有機化合物の容量に換算したもの）であることとする。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十五条の三 法第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

- 一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上）行うこと。
- 二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

第十六条～第十六条の四 （略）

(緊急時)

第十七条 法第二十三条第二項の規定によるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令は、大気汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者の範囲を定めて行うものとする。

- 2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。
- 3 前項ただし書の方法により命令する場合にあつては、併せて当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せずに行われた場合における当該命令の解除について準用する。

第十八条～第二十条 （略）

別表第一（第三条関係）～別表第五（第七条関係） （略）

別表第五の二（第十五条の二関係）

一	令別表第一の二の一の項に掲げる乾燥施設	六〇〇立方センチメートル
二	令別表第一の二の二の項に掲げる塗装施設のうち自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）の製造の用に供するもの	四〇〇立方センチメートル
三	令別表第一の二の二の項に掲げる塗装施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	七〇〇立方センチメートル
四	令別表第一の二の三の項に掲げる乾燥施設のうち木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	一、〇〇〇立方センチメートル
五	令別表第一の二の三の項に掲げる乾燥施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	六〇〇立方センチメートル
六	令別表第一の二の四の項に掲げる乾燥施設	一、四〇〇立方センチメートル
七	令別表第一の二の五の項に掲げる乾燥施設	一、四〇〇立方センチメートル
八	令別表第一の二の六の項に掲げる乾燥施設	四〇〇立方センチメートル